答 申

1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、令和3年3月24日2医保第2857号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、令和3年2月3日に開催された令和2年度第3回福岡県国民健康保険審査会の資料等に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。 以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、 別表の不開示部分欄に掲げる情報(以下「本件不開示情報」という。)について、条例第14条第1項第4号(行政運営情報)に該当するとして不開示 とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

- ア 審査請求人は、令和3年3月10日付けで、実施機関に対し、条例第1 3条第1項の規定により本件個人情報の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、令和3年3月24日付けで、条例第17条第1項の規定に より個人情報開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 審査請求人は、令和3年6月15日付けで、本件決定を不服として、実 施機関に対し審査請求を行った。
- エ 実施機関は、令和3年11月16日付けで、福岡県個人情報保護審議会 に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 福岡県国民健康保険審査会は、審査請求人が出していた書面、証拠及びヒアリングでの主訴を無視して、処分庁のうそにしたがって裁決を出した。
- (2) 審査過程を審査請求人に開示すれば、国保審査会に圧力をかけるおそれ、 公正な業務の遂行に支障がでるおそれがあるとの理由はおかしい。開示によって具体的にどのように公正な業務の遂行に支障が出るおそれがあるのか。
- (3) 公平公正な業務を遂行するために行政のプロセスを公開することは行政 開示法の神髄である。特別な理由がある場合に非開示とできる旨の条例があ るからという理由で、国保審査会のボロを隠すことは不当かつ違法である。 よって隠していた部分を行政開示法にしたがって開示すべきである。
- (4) 実施機関は、本件不開示情報を開示すると、外部からの圧力や干渉等を懸念して委員が発言を控える等により審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと主張するが、審査請求人がそのような行為を行うはずもなく、支障は生じない。

5 実施機関の説明要旨

福岡県国民健康保険審査会の会議は、委員の間の率直な意見の交換又は意思 決定の中立性が不当に損なわれることがないよう、原則として非公開とされて いる。今回不開示とした部分は、同審査会における委員と事務局との意見交換 を行った記録、審議内容及び裁決の賛否に関する情報であって、本件不開示情 報を開示することが前提となると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるこ とを懸念して委員が発言を控える等により同審査会の事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 福岡県国民健康保険審査会について

福岡県国民健康保険審査会(以下「国保審査会」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第92条の規定により設置されている知事の附属機関であり、国保法第91条により、保険給付、被保険者証の交付請求又は返還、保険料その他法の規定による徴収金に関し、処分庁である市町村等保険者が行った処分に対する審査請求について、上級行政庁として自らの判断と責任において審理し、裁決を行う準司法的行政機関である。

なお、国保審査会は、国保法第93条の規定に基づき、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織

されており、審議を公開すると、審査請求人等関係者の個人情報が明らかになること、及び公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることから、福岡県国民健康保険審査会運営規程第5条の2の規定により、原則として非公開とされている。また、国保審査会の委員又は委員であった者に対しては、国保法第121条第1項の規定により、職務上知り得た秘密に関する守秘義務が課されている。

(2) 本件個人情報と不開示情報について

審査請求人は、平成31年4月30日付で国保審査会に対し、国民健康保 険料差押処分及び配当処分の取消しを求めて審査請求を行っている。

本件個人情報は、令和3年2月3日に開催された国保審査会において配布 された審査請求人の審査請求事案に関する説明資料及び当該事案に関する 裁決書(案)(以下「本件個人情報1」という。)並びに国保審査会の会議録 (以下「本件個人情報2」という)に記載された審査請求人の個人情報であ る。

ア 本件個人情報1について

本件個人情報1は、国保審査会における審議を円滑に進めるため国保審査会事務局(以下「事務局」という。)職員が作成した資料であり、審査請求事案の概要、当該事案についての論点及び方針並びにこれらを踏まえた国保審査会の裁決案が記載されている。

実施機関は、本件個人情報1のうち、審査請求事案における論点及び方 針並びにこれらを踏まえた国保審査会の判断を記載した部分について、不 開示としている。

イ 本件個人情報2について

本件個人情報 2 は、国保審査会の会議録であり、国保審査会の議事の概要並びに国保審査会における発言者名及び発言内容が逐語的に記載されている。

実施機関は、本件個人情報2のうち、審査請求人に係る審査請求事案を 審議した部分及び裁決方針を決定した部分について不開示としている。

(3) 条例第14条第1項第4号の該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県の機関又は国、独立行政法人など、他の地方公共団体若しくは独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事

項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものとして包括的に規定しているものである。

したがって、開示することによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当する として不開示とした情報は、審査請求事案における論点及び方針並びにこ れらを踏まえた国保審査会の判断を記載した部分並びに審査請求人に係 る審査請求事案を審議した部分及び裁決方針を決定した部分であり、これ らの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(ア) 国保審査会は、不服申立てがなされた場合に、各委員の間でその識見と専門的知識に基づいて議論を尽くし、審査請求の当否について意思決定を行うものであって、国保法がこうした審査を実施機関の附属機関である国保審査会に委ねていることから、中立の立場で公正な審査を行い、被保険者の簡易迅速な権利利益の救済及び国民健康保険行政の適正化を図ることを目的とした行政救済機関といえる。

こうした機能を果たすためには、他からの干渉を排除し、自由かつ率 直な意見交換を可能とすることが極めて重要となることから、審議の手 続は福岡県国民健康保険審査会運営規程第5条の2の規程により、原則 として非公開とされている。

(イ) 本件個人情報1の不開示情報は、審査請求事案における論点及び方針 並びにこれらを踏まえた国保審査会の判断を記載した部分である。本件 個人情報1は、国保審査会における審議を円滑に進めるため事務局職員 が作成した資料に過ぎず、最終的な判断は、これを用いて委員間の自由かっ達な議論が行われた後、裁決書として決定されるものである。

しかしながら、審議が行われる以前の段階の事務局が作成した文書が 開示されることとなれば、その審議の結論次第では、あたかも、国保審 査会が当該文書に記載された内容ありきで審議を行ったとの誤解を与 え、国保審査会の裁決に対する信頼を損なうおそれが生じるため、事務 局が資料作成を差し控え、あるいは、簡略化することとなり、その結果、 国保審査会の委員が十分事案等を把握できず、審議に時間を要するなど、 国保審査会における審議の円滑な進行に支障をきたすおそれが生じる ものと認められる。

以上のことから、本件個人情報1の不開示情報を開示することにより、 国保審査会の公正かつ円滑な議事運営が損なわれ、国保審査会が審査請 求に対する行政救済機関としての役割を果たせなくなってしまうこと から、国保審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認 められ、本号に該当する。

(ウ) 本件個人情報2の不開示情報は、審査請求人に係る審査請求事案を審議した部分及び裁決方針を決定した部分である。

これらの情報が開示されることとなれば、委員が、審査請求人からの 反応を意識するあまり発言に慎重になる、あるいは、不当な圧力や干渉 等の影響を受けることを懸念して発言を控えるなどにより、国保審査会 での率直な意見交換に支障をきたし、国保審査会の事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、本件個人情報を開示しても、審査請求人自身が委員に対して圧力を与える行為や干渉等を行うはずがない旨主張しているが、本号は、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含め判断する必要がある。審査請求人自身は当該行為を行うはずがないとしても、これらの情報の開示が前提となることにより、委員において、上記のような心理的な委縮効果、他からの圧力や干渉等の影響を受けることへの懸念が発生することが想定されるため、今後開催される国保審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件個人情報2の不開示情報は、今後の国保審査会の事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。 以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

| 本件個人情報が 記載された公文書 | | 該当号 | | |
|----------------------------|--|--|---|-----|
| ○○○ 氏の審査請求について | | | | |
| | の何 | 「6論点」中、「(4)」の後から「(参考)国税徴収法 の例に基づく国民健康保険料の一般的な滞納処分の流れ」 の前まで | | |
| 裁決書(案)(1福国審第1号-9) | | | | |
| | 「第3 判断」中、「4」の後から、「よって行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決します。」まで | | | 第4号 |
| 令和2年度 福岡県国民健康保険審査会(第3回)会議録 | | | | |
| | | 「5裁決事項」中、本件審査請求人を審査請求人とする審査請求の決定に賛同した委員数 | | |
| | | 4 (別紙) | 本件審査請求人を審査請求人とする審査請求における論点の説明及び発言に関する情報 | 第4号 |
| | VI 議事の概要 | | 意見陳述を行った人数 | 第4号 |
| | | | 裁決に移行するために会長が行った発言に対する 委員の意向に関する情報 | 第4号 |
| | | | 本件審査請求人を審査請求人とする審査請求の裁 決書(案)に関する情報 | 第4号 |
| | | | 裁決書(案)全般を対象にした会長発言に対する 委員の意向に関する情報 | 第4号 |